外国雑誌センター館 農学系資料収集方針

平成25年5月14日 改正 外国雑誌センター館会議

(目的)

第1条 この方針は「外国雑誌センター館資料収集方針」(平成13年7月3日外国雑誌センター館会議決定)(以下「収集方針」という。)第7条に基づき、農学系外国雑誌センター館(以下「農学系」という。)の資料収集に関し、特に必要な事項を定める。

(収集対象資料等)

- 第2条 収集方針第2条及び第3条において収集する外国雑誌の主題範囲及び収集対象資料は、次のとおりとする。
 - ー 収集する主題の範囲 「AGRICOLA Subject Category Codes」に掲載された主題を収集範囲とする。
 - 二 収集する資料の種類
 - (1) タイトル単位の冊子及び電子ジャーナル。
 - (2) 農学分野の電子ジャーナルを主な収録対象とするパッケージで、センター館以外の所蔵館では全国への提供が困難なもの。
 - 三 農学系2館の調整

農学系内の収集対象資料は、次の表に掲げるとおりとし、相互に調整するものとする。

大学名	主題	地域・言語
東京大学	農学,生物学系,特に獣医学,	東欧、東アジア、南アジア、
	食品産業・食品保存	南米諸国
鹿児島大学	農学, 生物学系, 特に熱帯農業,	東南アジア諸国
	水産学	

(電子的資料の選定条件)

第3条 電子的資料の購入にあたっては、「外国雑誌センター館電子的資料収集に関する申 し合わせ」(平成25年5月14日外国雑誌センター館会議決定)によるものとする。

(新規購入タイトルの調査ツール及び調査方法)

- 第4条 収集方針第5条第三号における調査ツール及び調査方法は次のとおりとする。
 - 一 出版カタログ類, 見本誌
 - 二 出版者・エージェント等のホームページ、書誌データベース
 - 三 相互貸借,購入希望,海外への複写依頼の各データ
 - 四 定評ある学術データベース (Web of Science など)

(利用状況等のモニター期間)

第5条 収集方針第5条第一号(4)及び第6条第2項におけるモニター期間は原則5年とするが、利用状況を判断し10年に延長することができる。なお、学内外で所蔵が大幅に重複し、利用が極端に少ないタイトルについては、モニター期間内であっても、必要に応じ購入中止の判断を行なうことができる。

(研究動向の把握)

- 第6条 収集方針第5条第一号(3)における研究動向の把握は次のとおりとする。
 - 一 大学・研究所からの情報収集
 - 二 科学研究費助成事業採択状況等
- 附 則 この方針は、平成25年5月14日から施行し、平成25年4月1日から適用する。